



『47 年教育基本法を生かす道』

違憲教育基本法の成立を受けてー

講師：依義文さん（子どもと教科書全国ネット 21 事務局長）

昨年 12 月 15 日、政府与党は違憲教育基本法を強行成立させ、12 月 22 日に公布・施行しました。違憲教育基本法の成立過程そのものが重大な瑕疵を持っていると思います。秋の臨時国会ではやらせ問題やいじめ問題、未履修問題などが大きな問題になりました。政府与党は国民の意見を十分に聞いて、「教育基本法を改正してほしい」という声を受け止めて法案を作ったと説明していましたが、それがすべて「やらせタウンミーティング」によって作られたものであることがわかりました。「やらせ教育基本法」と呼ぶ人もいます。教育基本法の審議の中身が極めて不十分で、憲法に順ずる教育基本法を変えてしまうのに、政府法案の個々の条文、全体の問題も含めて 国会ではほとんどまとまな議論がされてこなかった。特別委員会では、政党の議席数によって質問の持ち時間が配分されます。自民党は自分たちの持ち時間を放棄してしまうし、民主党は政府案とあまり変わらない自分たちの法案を出してしまったので、政府案の内容について踏み込んだ質問ができなかった。共産党・社民党の議員はかなり中身に立ち込んだ質問をするのですが、持ち時間が短いので突っ込みきれない。私たち「子どもと教科書全国ネット 21」では、その特別委員会を市民の立場から監視していく必要があると傍聴体制を組みました。国会の特別委員会というのは、前日に紹介議員を通じて傍聴者の氏名を登録しなくてはならない。特別委員会の日程は前日の夕方にならないとわからない。そんな大変な思いをして傍聴された方は本当にびっくりされていました。学級崩壊のクラスのような特別委員会の様子に、「これが本当に国権の最高機関なのか」と。こういうひどい状況で、教育にとって重要な法律を数の力だけで強行採決してしまった。

教育刷新委員会を中心として 47 年教育基本法をつくった人たちが、真摯に、一つ一つの条文について時間をかけて、丁寧に審議したのとは天と地ほどの違いがある。

12 月 22 日に公布・施行しましたが、これも異常です。学校はまだ年度の途中です。その時に教育の基本となるべき法律を変えて施行するという。こういう法律は 3 月 31 日に施行すべきものです。これはどういうことか。政府はこの違憲教育基本法を施行しても、教育は何も変わらないと思っているからです。この違憲教育基本法を具体化するためには、これから様々なことをやらなくてはならない。教育関連法は 33 あります。そういう法律を違憲教育基本法に基づいて変えなくてはならない。学習指導要領もそうです。

したがって、この違憲教育基本法が作られて施行されたけど、まだ私たちの闘い方はあるのだということです。実施・具体化させないという闘いがこれからの焦点になります。

私たちはこの法案が出て来た時から、一貫して「なぜ今教育基本法を変えなくては行かないのか」と問い続けてきましたが、国会審議を通じても政府与党は、国民が納得する形では説明できませんでした。新潟大学の世取山教授が「審議を通じて政府も与党もこの違憲教育基本法の公共性を証明できなかった」と書いています。法律を作る時には、この法律ができることでどんなプラスがあるのか、どんなことが改善されるのかということの説明責任が政府にはある。この違憲教育基本法によって、教育・学校が今直面している問題、いじめや不登校の問題、学級崩壊の問題などが、こういうふうに改善されるというような説明が何

一つできなかった。それは当然で、今学校で起きている問題は 47 年教育基本法が原因で起こっているのではなく、むしろ 47 年教育基本法を真に実施してこなかった、それに反する教育行政を行ってきたことによって起こっているわけですから。

公聴会や参考人質疑をやってきましたが、参考人や公述人が述べた意見はほとんど審議されていない。聞きっぱなしです。何のために参考人を呼んだのか、何のために公聴会をやったのか。それは審議を尽くしたというアリバイ作りに使われた。参考人・公述人の方たちが「教育基本法案の徹底審議を求める」アピールを出しましたが、このアピールで指摘している中身は、今後私たちが違憲教育基本法を批判していく上でもとても役に立つ大事なことだと思っています。

政府は違憲教育基本法をどう具体化しようとしているのか

安倍さんは、教育改革を最大の公約・看板にして総理大臣になりました。だから就任してすぐに教育再生会議をつくって、バタバタと再生会議で審議を急がせて、大急ぎで 1 月 24 日に第一次報告を出させたわけです。それにもとづいて法改正、それから全国学力テストなどを実施していこうとしています。このところ安倍さんの支持率がどんどん下がってきて、支持より不支持の割合が増えてきています。政権も末期的症状といわれていて、だからこそ安倍さんは何としても教育改革をやって、その実績によって支持率を回復するというので、強引に推し進めています。安倍政権が何を狙っているのかということを考えておくことが、この教育基本法の具体化の中身の背景になるだろうと思います。

安倍さんは、ご存知のように「戦後レジーム(体制)からの脱却」ということを強調して、「美しい国へ」という本の中でもそれを繰り返し言っています。その戦後レジームとは何かというと憲法と教育基本法です。だから教育基本法を変える、そして憲法も自分の政権のうちに変える。安倍さんは憲法について、「現憲法の前文は何回読んでも、敗戦国としての連合国に対する詫び証文でしかない」と言っています。

『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した』という前文の中の言葉を引用して、「このくだりは為政者が責任放棄の宣言をしている内容だ」と言っています。

『我らは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ』 ここについて、安倍さんは「非常にいい。現行憲法の前文に言う専制と隷従、圧迫と偏狭は、自分たちの価値観で許さないとやっているわけではない。そうしようと努めているのは日本ではなく国際社会。この国際社会というのはつまり連合国のことである。その国際社会の中で名誉ある地位を占めたいという、こんなにまでへりくだった書き方をしている国はなかなかないでしょう」と言って憲法を非難しています。この程度の読解力でしかない憲法を読めない人が日本の首相になっている。

「日本は軍国主義の道を歩んでいるという人たちがいるけれど、日本の国は戦後半世紀にわたって自由と民主主義、そして基本的人権を守り、国際社会に貢献してきた。あたりまえのようだが、世界は日本人のそうした行動をしっかりと見ているのである。日本人自身が作り上げたこの国の形に私たちは堂々と胸を張るべきである。私たちはこうした国のあり方を今後も決して変えるつもりはないのだから」と、前言とは矛盾するようなことも書いています。



この安倍さんがなぜ総理大臣まで上りつめたのか。安倍さんは1993年の初当選からわずか13年で頂点まで上りつめた。そんなに立派で、政治の力を持っている人なのか。そうは思えない。安倍さんのたぐいまれなタカ派としての活動、それが一番大きな背景にあると思う。93年の初当選以来、国会内の右派組織の中心的人物として活動してきた。日本会議国会議員懇談会（日本会議議連）は97年5月にできた時には、そこに参加した議員は189人でしたが、2005年10月段階で235人（うち民主党25人）。自民党議員だけで言えば、52%がこの超タカ派の議員連盟に所属しています。つまり、安倍さんの歴史認識にもとづく活動を一緒にやる国会議員が自民党の中で多数を占めているということです。その結果安倍さんは、そういう人たちに押し上げられて総理総裁まで上りつめたのです。

安倍さんが進めようとしている教育改革はどんなものか

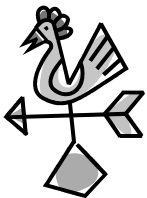
安倍さんのねらいは大きく二つ。学力の向上とモラル（規範意識）の回復です。1月24日に出された教育再生会議の第一次報告もその二つを柱としています。

すべての子どもの学力の向上を目指しているものではない

安倍さんが言う学力の向上というのは、すべての子どもの学力の向上を目指しているものではない。一部の人間をエリートとして育てる。日本においては既にこの競争原理が70年代以降教育に持ち込まれてきて、子どもたちにそのことが十分大きなストレスになっていると、これまで国連子どもの権利委員会から2回に渡って勧告されていますが、それを是正するのではなく、市場原理にもとづいて競争教育をやろうというのが、安倍さんの考えです。具体的に何を考えているのかというと、ひとつは「バウチャー制度の導入」です。バウチャーというのは利用券。保護者が自分の子どもに行かせたい学校にバウチャー（利用券）を出す。その利用券の数に応じて予算を配分する。その前提になるのは、学校選択の自由化。どういう基準で保護者が学校を選ぶのか。その基準となるように学校を序列化させる。そのためには、全国一斉学力テストをやって、学校の序列化をする。そういうことをやることによって、学校間の競争、子どもたちの競争、教員同士の競争、もっと言えば地域間の競争をさせる。安倍さんやその周りにいる人たち、みんながモデルにしているのは、イギリスのサッチャーが行った88年の教育改革。サッチャーがやったのは全国一斉学力テスト。学校選択の自由化。学力テストの結果を全国の1位から最下位まで順番をつけて全国紙に発表した。その結果、イギリスではどういうことが起こったかということ、お金のいる人たちは成績のいい学校の近くに引っ越し、子どもをそこに通わせる。成績上位校の周辺の土地はどんどん値上がりし、成績下位の学校の周辺はスラム化していきます。貧富の差によって、子どもの教育条件が変わってくるということが起きました。だから、イギリスでは今学力テストをやめる動きが出てきています。そういうものを今日本でやろうとしている。

新自由主義的な競争市場主義に耐える人間を育てるために、愛国心教育が必要

その政策をやるためにはもうひとつのことをやらなくてはならない。子どもたちを早い段階から競争させて、できる子・できない子を選別していく。憲法は教育の機会の平等を保障していますが、教育の機会そのものを差別化していく、つまり格差教育を公然とやろうとしている。小学校を上げる前からやろうとしている。だから違憲教育基本法には、幼児教育・家庭教育についても盛り込まれている。今の学習指導要領のもとで作った責任者はご存知のように三浦朱門さん。彼は、「これまでの日本の教育は、どの子もわかるようにやるといって、できない子を一生懸命できるように無駄



な時間とお金を使ってきた。これからはそういうことをやめるのだ。できない子は学力はど
うでもいいから、ただ実直な精神だけを学校で養うようにすればいい」と言った。

本当は今そういうことを目指しているんです。これは子どもたちだけが競争させられるの
ではないんです。学校も競争させられるんです。成績の悪い学校は、教師がだめだから成績が
悪いということになります。教員も競争させられる。保護者も、地域もその競争の渦の中
に投げ込まれていきます。子どもたちはどの親から生まれたのか、どの地域に生まれたのかに
よって、もう将来が決められてしまうようなことになる。学校に入っても、教えてほしいこ
とも教えてもらえなくて、奉仕活動みたいなことばかりやらされるということになれば、子
どもたちの心はもっと荒れるでしょう。学校の荒廃はもっと進むでしょう。

そうなったらこの政策は困るので、どうやったら従順な精神だけを養える教育をするのか、
そこで必要になるのが愛国心・道徳心・公共の精神などを植えつける教育をしなければなら
ない。だから違憲教育基本法第 2 条で、20 にも上る国定の道徳目を決めて、これを教育目
標としてやらせようとしている。

そしてもうひとつ、経団連が 1 月 1 日に会長の御手洗さんの名前で「希望の国、日本」を
発表しました。御手洗ビジョンといわれていますが、ここでも愛国心が強調されていて、日
の丸・君が代を官庁や企業でも毎日掲揚・斉唱しようと言っています。愛国心がなぜ必要か
を言っています。小泉政権で進められてきた構造改革によって日本社会は壊れるところまで
来ている。今や日本では自殺者が毎年 3 万人以上です。交通事故で死ぬ人の 4 倍の数です。
自殺者の多くは中小企業の経営者・自営業者・教員などです。それを「もっと構造改革を進
めて、大企業がこれまで以上に安定的に利益を確保する体制をつくっていく。そのためには
茨の道が待っている。それに国民が耐えなければならない。それに耐えるためには愛国心が
必要。」と御手洗ビジョンには書かれています。つまり新自由主義的な競争市場主義を進めて
いくために、それに耐える人間を育てるために、愛国心教育が必要。愛国心教育などの規範
意識の回復と言っているものと、競争原理を社会全体に行き渡らせることは表裏一体のものと
き渡らせることは表裏一体のものです。



学力低下は現実に生じているのだろうか

教育再生会議が打ち出した 7 つの提言、4 つの緊急対応はまさにそれをやろうというもの
です。そこでは、日本の子どもの学力が低下しているから、「ゆとり教育」を見直して、授業
時間を 10%増やすという提言をしています。果たしてそれでよくなるのか。絶対に良くな
らない。朝日新聞 1 月 29 日に本田由紀さんが書いた文章が載っていました。彼女は、「教
育再生会議には教育について科学的研究に従事している者が一人も入っていない。現場の教
員・教育研究者が一人も入っていない。そうした会議がインパクト重視でまとめたのが第一
次報告だ」と言っています。「その提言が将来この社会を担うべきすべての子どもたちの毎日
の生活を大きく左右しかねないことに対し、計り知れない危機感を感じる」と。「第一の問題
は、授業時間数を増大させることによって学力向上が達成されるか」と問うている。2003
年に中教審の部会に出された資料の中で、「授業時間数と成績の間には関連は見られない」と
いうレポートがある。OECD の国際学力調査の上位国は、みんな授業時間数は少ない。授業
時間数を増やせば、今でも児童・生徒、教師も多忙感や疲労を強めている。それがもっと深
刻になるだろう。そう言っています。

それから第二の問題、「そもそも学力向上の必要性の根拠となっている、学力低下は現実に生
じているのだろうか」と言っています。日本の子どもの学力は低下していないんですよ。
2005 年の 4 月に発表された文科省の調査結果によると、2003 年の結果は 2001 年の調

査に比べて学力が上昇しています。93年、95年の調査に比べても低下していません。ただ一つだけ注意しなくてはならないのは、全体ではなく、底が抜ける形で、下方の子どもたちの学力が低下しているということ。90年代に入ってから、下の子どもたちの学力を上げるという現場の教師の努力をやめろという指導を文科省はしてきた。子どもの勉強ができるかできないかということは子どもの個性の問題だと。

「今の日本の教育は、授業時間増という量的な改革でもって、何かが良くなるような状況にはない。問題は量ではなく質。」と書いています。

学校教育法の目標を違憲教育基本法の第2条の教育の目標に沿って変える

今度の国会に三つの法案が出ます。学校教育法・教員免許法・地教行法の改定です。あと30の教育関連法案があるといわれていますが、これは3年がかりで変えると文科省はプランを出しています。それぞれ説明している時間がありませんが、学校教育法については触れておきたいと思います。

学校教育法の何を変えるのか。安倍さんは「美しい国へ」の中で、「教育基本法を変えたら、その後ぜひやらなくてはいけないのは学校教育法の教育の目的・目標を変えること」と言っています。現在の目標規定はどういうものかということ、小学校では「自主・自立の精神を養う」、中学校では「公正な判断力を養う」、高校では「社会について広く理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努める」というものです。これが学校教育法に書かれている教育の目標です。こういうものを安倍さんは変えたい。どう変えるのか。文科省がつくった内部文書の中に「学校教育法の目標を教育基本法の第2条の教育の目標に沿って変える」と書かれています。そこには、道徳心とか愛国心とか、そういうものが書かれており、その目標を達成することが人格の完成であると書かれています。この違憲教育基本法でやろうとしている学校教育における人格の完成とは、道徳心とか愛国心とか、公共の精神など、そういうことを身につけること。教育の目標を根本的に変えてしまう。これが学校教育法の改悪です。

地教行法の改定は教育委員会制度を変えるということを目玉にしている。人口3万人以下の市町村の教育委員会は統廃合する。教育委員会に対して文科相が是正指導などを直接できるようにする。地方分権に逆行して、中央集権化を強めようとしている。これには全国知事会・都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会などから猛烈な反対が出ています。中央教育審議会の中からも異論が出ています。

教員免許法の改定は、教員の免許更新を10年に1回チェックして、指導不足教員・不適格教員の名前で、政府や行政・校長に従わない教員を排除していくシステムをつくる。「つくる会」の元会長の八木秀次さんは「教育再生会議の報告を高く評価する」と言って、その上で、「指導不足教員・不適格教員の中には教職員組合の活動家を含めるべきである」という意見を政府に出しています。

教師を変えないと、いろいろな施策をやっても、それは実現しないんです。学校の最前線にいる教員が抵抗体になると、できないんです。

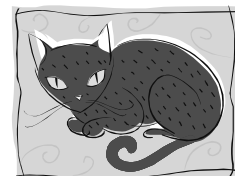
こういう形で体制をつくって、今言ったような教育をやろうとしている。これは、学校教育だけがターゲットではない。違憲教育基本法の教育の目標というのは、小学校・中学校・高校の教育の目標ではありません。私立学校・大学、それから家庭教育・幼児教育・社会教育というのが規定されており、これらすべての目標であると文科省は答えています。埋まり、私たち人間は、人間として生きていくためには、(意識的に勉強するかどうかはともかくとして)いろんな意味で教育に関わっています。公民館や図書館を利用することもそうです。



そういうものすべてが違憲教育基本法の教育の目標を、目標としてやらなくてはならない。ということは、これは、子どもたちだけではなく、日本に住むすべての人たちの精神生活を縛るものです。

どう対抗するか？

47年教育基本法をもっと使おう、もっと定着させよう



1. 47年教育基本法は廃止されたが、これでもうなくなってしまうのか？ 私はそうは思わない。なぜなら、47年教育基本法は憲法の理想の実現を行うために作られた法律、その憲法が続く限り、憲法に裏付けられた47年教育基本法の理念や精神は生きている。教育基本法を作ったときの中心メンバー、南原繁さんが1952年に書いた文章に「今後いかなる反動の嵐の時代が訪れようとも、何人も教育基本法精神を根本的に書き換えることはできない。なぜなら、それは真理であり、これを否定するのは歴史の流れをせき止めようとするに等しい」と書いておられます。47年教育基本法の精神・理念は、これが廃止されたとしても、我々はそれを生かすことはできる。

もうひとつ、日本政府も批准した「子どもの権利条約」や、「女子差別撤廃条約」など様々な国際条約・人権規約があります。これらも中身は47年教育基本法と一体なんです。むしろこの違憲教育基本法がそれらに反している。そこで私たちは47年教育基本法をもう一度学びなおして、我々自身が身につけようではないかということ、私たちは提起しています。大江健三郎さんは、「心に教育基本法を」というタイトルで朝日新聞(12月19日)に「私は、ついに失われてしまった教育基本法の小冊子を作って、新しく教師になる人、若い母親、父親が、胸ポケットに入れておく、そのようにして、それを記憶し、それを頼りにもすることを、提案します」と書かれています。

私たちは47年教育基本法をもっともっと使う。この3年間の教育基本法改悪に反対する運動の中でも、当初03年3月に中教審答申が出た頃には教育基本法を知らない人が圧倒的に多かった。それがこの3年間の皆さんの努力の中で、多くの人が教育基本法を読んで、「とてもいい法律、なぜこれを変えなくてはいけないのか」という声が出てきた。それをもっと定着させようではないか。これが第一の運動の提案です。

2. 憲法や子どもの権利条約、あるいはその他の国際条約に照らして、この違憲教育基本法のどこが、どのようにして違憲であり、違法・条約違反なのかということ、私たちはもっと具体的に明らかにしていく必要がある。それを明らかにしていくことによって、違憲教育基本法を具体化する法律や施策が出されてきた時、それは憲法に反するではないか、国際条約に反するではないか、そういうことをやってはならないのだと広く国民にも呼びかけ、国会議員にも働きかけ、そういう政策を阻止していく運動を作っていく。

3. 法改正に反対をしていく。法改正についてもきちんとした問題点の指摘をする。

4. 教育再生会議が打ち出す政策の一つ一つに対しても、きちんとした批判を行い、それを阻止する運動を行う。当面は4月24日に行う学力テスト。これは子どもたちの学力の状況を知って、それを伸ばすための資料にするということであれば、今文科省がやろうとしているような全国一斉全員の学力テストは必要ない。統計学者によれば4万人のサンプルがあれば、ほぼ1~2%の誤差しか出ない。全員にやる悉皆調査の必要はない。全員にやるのは学

力の状況を調べるためではなく、学校に順位をつけて、競争をさせるため。文科省自身も自治体でやるかやらないかを決めてよいと言っていますので、自治体が拒否できるんです。松戸市に「学力調査への参加をするな」と申し入れを。

保護者の中には、「なぜ学力テストが問題なの？」と言う人がいます。子どもの学力を良くするためだったら、こんなやり方はいらぬのだということをじっくり話し合っていくことが大事だし、行政に対しては言うていくことが大事。何も言わずに実施されるのは問題。ぜひ、教育委員会へ申し入れをしてほしい。個人でも調査を拒否することができます。「個人情報保護条例に反することをしようとしているからうちの子どもは受けさせません」と言うて拒否できます。そういう運動をこの4月までに呼びかけてほしい。その際、勉強する材料として、犬山市教育委員会がまとめた「犬山市はなぜ学力テストに参加しないのか」という本が3月末に出ますが、こういう本を使って、ぜひ学習会を開いてください。

こういうことを含めて、違憲教育基本法を実施させない、具体化させないという運動を、私たちは憲法や子どもの権利条約などを使いながら、そして47年教育基本法を大事にして、その理念や精神を生かす学校づくり、教育を追及していく。

私たち教科書ネットでは、そういう取り組みをやっていくための材料として、パンフレットを作っています。ブックレットも作っています。ぜひ使ってください。

私たちは非常に大きな運動に取り組んできた。今までにない運動をつくれたと思います。最初はなかなか浸透しませんでした。「教育基本法改悪を止めよう！全国連絡会」は、7回にわたって全国集会を成功させました。組織の違いを越え、教育基本法改悪阻止の一点でやりましょうと、地域では市民組織を仲立ちにすることで、日教組と全教が共同して運動に取り組めた。去年一年だけでも、地域での学習会が少なくとも3000ヶ所以上で開かれました。市民・研究者・国会議員の連携によって、法案審議について様々に働きかけることができました。荒れただけたくさんの方が傍聴に押しかけたのも初めてのこと。秋の臨時国会前には多くの方が押しかけ、見守りました。組織に所属しない人たちがどうやったら反対の意思表示ができるかと相談して取り組んだのが、ヒューマンチェーン。4回やりました。一人ひとりの人が集まってきました。「60年の安保闘争以来始めて国会に来た」という人、大学を卒業して40年ぶりにばったり国会前で再会したという人たち、そういう人たちも集まってきました。

教訓もたくさん残し、我々の財産になりました。改憲手続法、共謀罪、少年法、そして教育三法改悪ということが、この国会に出されようとしているので、あの教訓をもっと広めようということになりました。「国会へ行こう Action」という仮の名前が付いていますが、新しいアイデアや創意工夫が出て、新しい闘いが作り出されようとしています。

ですから教育基本法が改悪されて、しょげるのではなく、我々の方が押しているのだという確信を持って、改憲手続法を許さない、共謀罪を許さない、少年法の改悪を許さない、教育三法改悪を許さない、そして一斉地方選挙で自民党・公明党を負かす、次の参議院選挙でも野党が大きく伸びる、そういう状況を運動の中でつくっていく。そうすれば必ず展望は開けてくると私は思います。

俵さんのお話の後、様々な質疑応答・意見交換が行われました。紙面の都合上、一つだけ松P件と関わりの深い内容をご紹介します。

Q) 教育基本法改悪反対の集会などでは、大学生などの若い人たちの姿が多く見受けられてとても心強く思いましたが、小・中学校に子どもを通わせている親の世代の人たちの関心が非常に限られているような気がしました。PTAという場でいじめや不登校の問題などをなかなか語り合えないし、ましてや教育基本法という教育の本質に関わる問題がPTAで考えあう問題だと認識されていない。そういうPTAの現状も何とかしないといけないと思う。どういふ言葉を、親の世代に語りかけていけばいいのか。

俵さん) 保護者の人たちが自分の子どもしか見ていない。自分の子どもがいい成績をとってなどということだけで、その子が今現在どういふ環境の中で学んでいるのかというふうには考えられない。それは今の親だけの問題ではなく、そういう親を育ててきたわけ。そういう教育をしてきた。日本の教育の一番大きな欠点は、ものを考える力をつけてこなかったことだと思う。そのつけが回ってきている。でもそれだから仕方がないとは言っていない。40人集まればいいじゃないですか。一人二人というところから始めていくしかない。東京で行われている日の丸・君が代の強制について、都立学校の保護者の人たちがつながりあいながら、今、いろんな工夫をして運動をつくってきています。一人から始まって、今、東京都に要請書を出そうという、80~90校の保護者たちが集まる。そこから始めて行くしかないし、それを地道にやっていくことが、後で、大きな流れにつながっていく。

人と人とのつながりによって育まれていくのが教育

私は先ほど教育基本法を学ぼうと言いました。その時に、保護者の人たちの中でも「教育とは何なのか」ということを話し合ってもらいたい。「競争するのがなぜ悪いの?」「教員評価することは何が悪いの?」「企業だってどこだって数値目標があるし、評価があるではないか。なぜ学校でやってはいけないのか」という保護者がいると思いますが、普通の企業の営利を目的とした企業活動と教育とは根本的に違うということ、本当に話し合うことが大事だと思います。47年教育基本法第2条には「自他の敬愛と協力によって」という言葉がありますが(改悪によって削除された)この言葉は教育のあり方が企業とは違うということ、自他というのは教員同士、教員と生徒、教員と保護者・地域の人たち、この人たちの敬愛と協力ということ。あくまでも人と人とのつながりによって育まれていくのが教育、それを意味している。そこには競争はなじまない。